

生産施設面積率の緩和に関する検討事項（案）

1. 基本的な考え方

生産施設面積規制については、平成16年1月の工場立地法検討小委員会報告書において、「近年の各種環境規制体系の整備や公害防止技術の進展等を踏まえて、将来的にはこの規制を根本的に見直して廃止することも含め、抜本的な検討が必要」と指摘されている。また、本年3月以降の本小委員会における審議を踏まえても、生産施設面積規制については、基本的にその役割を終えたと考えられる。

このため、本規制については将来的に撤廃の方向で検討を進めることが適当であるが、少なくとも現行制度の下においても、適切な見直しを行うことが必要である。

2. 現行制度下での見直しについて

(1) これまでの生産施設面積規制の見直しについて

(イ) 平成9年の見直し

各業種における公害物質（SO_x、NO_x、ばいじん、COD、BOD、SS）を調査し、生産施設面積1単位当たりの公害物質の排出量について、昭和48年から平成7年の低減率（6種の平均低減率）を算出。（環境負荷排出量低減率）



の数値に基づき、業種に応じて定められている生産施設面積率について、下記の要領で改訂。

a : 【第1種(10%) 第2種(15%)】

環境負荷排出量低減率が0.66以下の業種について、業種区分を第1種業種と第2種に変更。

b : 【第2種(15%) 第3種(20%)】

環境負荷排出量低減率が0.75以下の業種について、業種区分を第2種から第3種に変更。

c : 【第3種(20%) 第4種(30%)】

aと同様。

d : 【第4種(30%) 第5種(40%)】

bと同様。

業種区分の移動は1段階に限っており、第1種(10%) 第3種(20%)といった2段階にわたる移動は行われていない。

(注) 27業種について見直し

(口) 平成16年の見直し

平成9年見直しと同様に、平成7年から平成14年の環境負荷排出量低減率を調査。平成9年の調査時に環境負荷排出量低減率の算出を行っていない業種については、昭和48年から平成14年の間の低減率を算出。

(注) 24業種について見直し。

(2) 現行制度下での見直しの考え方(案)

過去2回の見直しと同様に、平成14年から平成18年の環境負荷排出量低減率に応じた見直しを行うことが適当。また、過去2回の見直しにおいては、業種区分の見直しは1段階に限るという運用を行っているが、環境負荷排出量低減率の実態を踏まえ、適切な区分とすることが適切である。

(注) 具体例

石油精製業：10% 15% (H9) 15% 20% (H16)
 低減率：0.43 (S48 H7) 0.64 (H7 H14)
 計算式： $1 \div 0.43 \div 0.64 = 3.6337\dots$
 $10\% \times 3.6 = 36\%$
 結論：20%ではなく30%が適当な面積率と考えられる。

パルプ製造業：15% 20% (H9) 20% 30% (H16)
 低減率：0.15 (S48 H7) 0.74 (H7 H14)
 計算式： $1 \div 0.15 \div 0.74 = 9.0090\dots$
 $15\% \times 9.0 = 135\%$
 結論：40%以上が適当な面積率と考えられる。

セメント製造業：15% 15% (H9 緩和せず)
 15% 20% (H16)
 低減率：0.62 (S48 H7) 0.57 (H7 H14)
 計算式： $1 \div 0.62 \div 0.57 = 2.8296\dots$
 $15\% \times 2.8 = 42\%$
 結論：40%が適当な面積率と考えられる。

電気供給業：15% 15% (H9 緩和せず)
 15% 20% (H16)
 低減率：0.49 (S48 H7) 0.69 (H7 H14)
 計算式： $1 \div 0.49 \div 0.69 = 2.9577\dots$
 $15\% \times 3 = 45\%$
 結論：40%が適当な面積率と考えられる。